

一人で悩まず、相談してください DV(ドメスティックバイオレンス)

問 人権推進課 ☎088・684・1148 総合教育人権課 ☎088・686・8803

●DVとは

DVは、英語の「Domestic Violence」の頭文字をとった略語です。家庭内暴力と呼ばれることもありますが、法的には配偶者や事実婚、元配偶者など、親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。最近では男性の被害者も出てきていますが、多くの場合、女性が被害者になっています。

●DVとけんかの違いは

「けんか」は、お互いに言いたいことを言い合える関係で立場は対等です。一方「DV」は、「支配する人」と「支配される人」の関係となり、立場は対等ではありません。対等な関係とはお互いの心と体を大事にし、違う考え方(価値観)を認め合うことができ、嫌なことには「嫌だ」と言えて、相手の嫌だという気持ちも受け入れられる関係です。

●DVの形態

『身体的暴力』(殴る・蹴る)をはじめ、『精神的暴力』(怒鳴る・脅す・ばかにする)、『性的暴力』(避妊に協力しない・望まない行為の強要)、『経済的暴力』(生活費を渡さない)、『社会的暴力』(行動を制限する・携帯のチェックを



する)、『子どもを利用した暴力』(子どもに危害を加える脅す)など、DVにはさまざまな形態があります。

●本市における相談の現状

令和4年度に女性相談として鳴門市女性子ども支援センター『ぱあとなー』の窓口で相談された方は91人、相談件数では延べ352件となっています。そのうちDVに関する相談は57人、184件でした。



●一人で悩まず相談を！

どのような理由があっても、暴力を振るったり、人権を踏みにじるような暴言を吐いたりすることは絶対に許されません。DVは主に家庭内で起こるため他人からは分かりにくい場合が多く、被害者だけの解決は非常に困難です。「自分がされていることはDVかもしれない」と思ったら、一人で悩まず相談機関に相談してください。また、多くの方がDVについて正しく理解することで、DVで悩んでいる人の早期発見につながります。

お互いを思いやり、尊重し、対等な関係を築くことがDV根絶の第一歩です。みなさんもこの機会に今一度考えてみませんか。



第30回鳴門市人権セミナー

私たちの時代の人権問題への向き合い方

—全国水平社創立から一世紀をこえた今、考えたいこと—

問 人権推進課 ☎088・684・1148

▶ 講師 鳴門教育大学大学院 芝山 明義准教授

▶ 内容 全国水平社が創立されて一世紀をこえた今、部落差別をはじめとする人権問題は新たな様相を示しています。改めて、これまでの人権問題への取り組みの歴史を振り返り、これからの人権問題への向き合い方を考えます。

日時 7月24日(月)午後2時～4時

場所 うずしお会館2階 第1会議室



7月は 再犯防止啓発月間です

問 社会福祉課 ☎088・684・1219

全国的に検挙者に占める再犯者の割合が高くなっている中、安全で安心して暮らせる社会を築く上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取り組みの重要性が高まっています。犯罪や非行を犯した者等が社会復帰し、再び犯罪を犯さないためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう地域社会の理解と協力が必要です。

市では、令和5年3月に策定した「鳴門市再犯防止推進計画」(第2期鳴門市地域福祉計画と一体的に策定)に基づき、関係機関と協力し再犯防止施策の推進に取り組んでいます。



▲徳島県ホームページ
(再犯防止に向けた
取り組みについて)



▲市公式ウェブサイト
(第2期鳴門市地域
福祉計画)